

○経済産業省令第四十号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月二日

経済産業大臣 西村 康稔

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

第六十四条 輸出令別表第二の三第二号(61)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 貨物等省令第二条第一項第一号又は第三号に該当する化学物質を含む混合物であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ 次のいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で三〇パーセント以下の混合物

(一) 「略」
(二) 「略」

二 貨物等省令第二条第一項第二号又は第三号に該当する化学物質を含む混合物であつて、次のいずれかに該当するもの

第六十四条 輸出令別表第二の三第二号(61)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 貨物等省令第二条第一項第一号又は第三号に該当する化学物質を含む混合物であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ 次のいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で三〇パーセント未満の混合物

(一) 「略」
(二) 「略」

二 貨物等省令第二条第一項第二号又は第三号に該当する化学物質を含む混合物であつて、次のいずれかに該当するもの

イ・ロ 「略」

ハ 次のいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で三〇パーセント以下の混合物

- (一) 「略」
- (二) 「略」

三 「略」

第六十五条〜第八十八条 「略」

第八十九条 輸出令別表第二の三第二号の二(1)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四

号）別表（以下「関稅率表」という。）第二

五・〇八項に該当するもの

イ・ロ 「略」

ハ 次のいずれかに該当する化学物質の含有率が重量比で三〇パーセント未満の混合物

- (一) 「略」
- (二) 「略」

三 「略」

第六十五条〜第八十八条 「略」

〔新設〕

-
- 二|| 関税率表第二五・〇九項に該当するもの
 - 三|| 関税率表第二五・一二項に該当するもの
 - 四|| 関税率表第二五・一五項に該当するもの
 - 五|| 関税率表第二五一八・二〇号に該当するもの
 - の||
 - 六|| 関税率表第二五一九・一〇号に該当するもの
 - の||
 - 七|| 関税率表第二五二〇・一〇号に該当するもの
 - の||
 - 八|| 関税率表第二五・二二項に該当するもの
 - 九|| 関税率表第二五・二二項に該当するもの
 - 十|| 関税率表第二五・二五項に該当するもの
 - 十一|| 関税率表第二五・二六項に該当するもの
-

十二 関税率表第二五三〇・二〇号に該当するもの

第九十条 輸出令別表第二の三第二号の二(2)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第二八二九・一一号及び第二八・四七項に該当するものとする。

第九十一条 輸出令別表第二の三第二号の二(3)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第三二・〇一項に該当するもの
- 二 関税率表第三二・〇二項に該当するもの

〔新設〕

〔新設〕

-
- 三 関税率表第三二・〇三項、第三二〇四・九〇号、第三二・〇五項、第三二〇六・四一号及び第三二〇六・四九号に該当するもの
 - 四 関税率表第三二・〇七項に該当するもの
 - 五 関税率表第三二・〇八項、第三二・〇九項及び第三二・一〇項に該当するもの
 - 六 関税率表第三二・一二・九〇号に該当するもの
 - 七 関税率表第三二・一四項に該当するもの
 - 八 関税率表第三二・一五項（第三二一五・九〇号を除く。）に該当するもの
-

第九十二条 輸出令別表第二の三第二号の二(4)に

〔新設〕

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第三四・〇三項に該当するものとする。

第九十三条 輸出令別表第二の三第二号の二(5)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第三五〇五・一〇号に該当するもの
- 二 関税率表第三五〇六・九九号に該当するもの

第九十四条 輸出令別表第二の三第二号の二(6)に

〔新設〕

〔新設〕

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第三七〇一・二〇号、第三七〇一・九一号、第三七・〇二項、第三七・〇三項、第三七・〇五項及び第三七・〇六項に該当するものとする。

第九十五条 輸出令別表第二の三第二号の二(7)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第三八〇一・二〇号に該当するもの
- 二 関税率表第三八〇六・二〇号に該当するもの

〔新設〕

-
- 三|| 関税率表第三八・〇七項に該当するもの
 - 四|| 関税率表第三八・〇九項に該当するもの
 - 五|| 関税率表第三八・一〇項に該当するもの
 - 六|| 関税率表第三八・一一項に該当するもの
 - 七|| 関税率表第三八一二・二〇号に該当するもの
 - の||
 - 八|| 関税率表第三八・一三項に該当するもの
 - 九|| 関税率表第三八・一四項に該当するもの
 - 十|| 関税率表第三八・一五項に該当するもの
 - 十一|| 関税率表第三八・一六項に該当するもの
 - 十二|| 関税率表第三八・一七項に該当するもの
 - 十三|| 関税率表第三八・一八項に該当するもの
 - 十四|| 関税率表第三八・一九項に該当するもの
-

十五 関税率表第三八・二〇項に該当するもの

十六 関税率表第三八二三・一三号に該当するもの

もの

十七 関税率表第三八二四・八一号、第三八二

四・八四号及び第三八二四・九九号に該当す

るもの

十八 関税率表第三八二五・九〇号に該当するもの

もの

十九 関税率表第三八・二六項に該当するもの

二十 関税率表第三八二七・九〇号に該当するもの

もの

第九十六条 輸出令別表第二の三第二号の二(8)に

〔新設〕

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第三九〇一・四〇号に該当するもの

二 関税率表第三九・〇二項（第三九〇二・一〇号を除く。）に該当するもの

三 関税率表第三九〇三・一九号及び第三九〇三・九〇号に該当するもの

四 関税率表第三九〇四・一〇号及び第三九〇四・五〇号に該当するもの

五 関税率表第三九・〇五項に該当するもの

六 関税率表第三九・〇六項に該当するもの

七 関税率表第三九〇七・二一号、第三九〇七

・四〇号、第三九〇七・七〇号及び第三九〇

七・九一号に該当するもの

八 関税率表第三九・〇八項に該当するもの

九 関税率表第三九・〇九項（第三九〇九・一

〇号及び第三九〇九・三一号を除く。）に該
当するもの

十 関税率表第三九一二・一一号及び第三九一

二・九〇号に該当するもの

十一 関税率表第三九一五・二〇号に該当する

もの

十二 関税率表第三九一七・一〇号、第三九一

七・二三号、第三九一七・三一号、第三九一

七・三二号、第三九一七・三三号、第三九二

〇・一〇号、第三九二〇・六一号、第三九二

〇・六九号、第三九二〇・七三号、第三九二

〇・九一号及び第三九二一・一九号に該当す

るもの

十三 関税率表第三九二二・九〇号に該当する

もの

十四 関税率表第三九二五・二〇号に該当する

もの

第九十七条 輸出令別表第二の三第二号の二(9)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

のは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第四〇・〇二項に該当するもの

〔新設〕

二 関税率表第四〇・〇五項に該当するもの

三 関税率表第四〇〇六・一〇号及び第四〇〇

八・二一号に該当するもの

四 関税率表第四〇〇九・一二号及び第四〇〇

九・四一号に該当するもの

五 関税率表第四〇・一〇項に該当するもの

六 関税率表第四〇一一・二〇号及び第四〇一

一・三〇号に該当するもの

七 関税率表第四〇・一二項に該当するもの

八 関税率表第四〇一六・九三号に該当するもの

の

第九十八条 輸出令別表第二の三第二号の二(10)に

第八十九条 輸出令別表第二の三第二号の二イ

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第四四・〇七項及び第四四〇八・一〇号に該当するもの

- 二 関税率表第四四一・一三号及び第四四一

一・九四号に該当するもの

- 三 関税率表第四四・一二項に該当するもの

- 四 「略」

- 五 関税率表第四四一八・四〇号及び第四四一

八・七九号に該当するもの

第九十九条 輸出令別表第二の三第二号の二(11)に

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税定率法（明治四十二年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第四四〇八・一〇号に該当するもの

「新設」

「新設」

- 二 「略」

「新設」

「新設」

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第四五・〇三項及び第四五・〇四項に該当するものとする。

第百条 輸出令別表第二の三第二号の二(12)に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第四七・〇一項に該当するもの
- 二 関税率表第四七・〇三項及び第四七・〇四項に該当するもの
- 三 関税率表第四七・〇五項に該当するもの
- 四 関税率表第四七・〇六項に該当するもの
- 五 関税率表第四七・〇七項に該当するもの

〔新設〕

第百一条 輸出令別表第二の三第二号の二(13)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第四八〇二・二〇号、第四八〇二・四〇号、第四八〇二・五八号及び第四八〇二・六一号に該当するもの
- 二 関税率表第四八・〇四項に該当するもの
- 三 関税率表第四八・〇五項に該当するもの
- 四 関税率表第四八・〇六項に該当するもの
- 五 関税率表第四八・〇七項に該当するもの
- 六 関税率表第四八・〇八項に該当するもの
- 七 関税率表第四八・〇九項に該当するもの

〔新設〕

八 関税率表第四八・一〇項に該当するもの

九 関税率表第四八・一一項（第四八一一・四

一号及び第四八一・四九号を除く。）に該当するもの

十 関税率表第四八一四・九〇号に該当するもの

十一 関税率表第四八一九・二〇号に該当するもの

十二 関税率表第四八・一二項に該当するもの

十三 関税率表第四八・二三項に該当するもの

第一百二条 輸出令別表第二の三第二号の二(14)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの

〔新設〕

は、関税率表第四九・〇六項に該当するものとする。

第百三条 輸出令別表第二の三第二号の二(15)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの

は、関税率表第五一・〇五項、第五一・〇六項

、第五一・〇七項及び第五一・一二項に該当するものとする。

〔新設〕

第百四条 輸出令別表第二の三第二号の二(16)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの

は、関税率表第五二・〇五項、第五二・〇六・四

二号、第五二・〇九・一一号及び第五二・一一項

〔新設〕

に該当するものとする。

第二百五条 輸出令別表第二の三第二号の二(17)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの

は、関税率表第五三・〇八項に該当するものとする。

〔新設〕

第一百六条 輸出令別表第二の三第二号の二(18)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの

は、次に掲げるものとする。

一 関税率表第五四〇二・六三号に該当するもの

の

二 関税率表第五四・〇三項に該当するもの

〔新設〕

-
- 三 関税率表第五四・〇四項に該当するもの
 - 四 関税率表第五四〇七・三〇号に該当するもの

第一百七条 輸出令別表第二の三第二号の二(19)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第五五・〇一項に該当するもの
 - 二 関税率表第五五・〇二項に該当するもの
 - 三 関税率表第五五・〇三項、第五五・〇六項、第五五・一二・二一号及び第五五・一二・九九号に該当するもの
 - 四 関税率表第五五〇四・九〇号、第五五・〇
-

〔新設〕

七項及び第五・一六項に該当するもの

第百八条 輸出令別表第二の三第二号の二(20)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの

は、次に掲げるものとする。

一 関税率表第五六〇一・二九号及び第五六〇

一・三〇号に該当するもの

二 関税率表第五六・〇四項に該当するもの

三 関税率表第五六・〇五項に該当するもの

四 関税率表第五六〇七・四一号に該当するもの

の

第百九条 輸出令別表第二の三第二号の二(21)に掲

〔新設〕

〔新設〕

ける貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第五八〇一・二七号、第五八・〇三項及び第五八〇六・四〇号に該当するものとする。

第一百十條 輸出令別表第二の三第二号の二(22)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第五九・〇一項に該当するもの
- 二 関税率表第五九・〇五項に該当するもの
- 三 関税率表第五九・〇八項に該当するもの
- 四 関税率表第五九・一〇項に該当するもの
- 五 関税率表第五九・一一項(第五九一一・二

〔新設〕

○号及び第五九一一・九〇号を除く。)に該当するもの

第百十一条 輸出令別表第二の三第二号の二(23)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第六〇〇一・九九号、第六〇〇三項、第六〇〇五・三六号、第六〇〇五・四四号及び第六〇〇六・一〇号に該当するものとする。

〔新設〕

第百十二条 輸出令別表第二の三第二号の二(24)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第六三・〇九項に該当するもの

〔新設〕

とする。

第百十三条 輸出令別表第二の三第二号の二(25)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

のは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第六八〇二・九二号に該当するも

の

二 関税率表第六八〇四・二三号に該当するも

の

三 関税率表第六八・〇六項に該当するもの

四 関税率表第六八・〇七項に該当するもの

五 関税率表第六八〇九・一九号に該当するも

の

〔新設〕

六 関税率表第六八・一〇・九一号に該当するもの

の

七 関税率表第六八・一一項に該当するもの

八 関税率表第六八・一三項に該当するもの

九 関税率表第六八・一四・九〇号に該当するもの

の

第百十四条 輸出令別表第二の三第二号の二(26)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの

は、次に掲げるものとする。

一 関税率表第六九・〇一項に該当するもの

二 関税率表第六九・〇四・一〇号に該当するもの

の

〔新設〕

-
- 三 関税率表第六九・〇五項に該当するもの
 - 四 関税率表第六九・〇六項に該当するもの
 - 五 関税率表第六九〇七・二二号及び第六九〇七・四〇号に該当するもの
 - 六 関税率表第六九〇九・九〇号に該当するもの
- の
- 第百十五条 輸出令別表第二の三第二号の二(27)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 関税率表第七〇・〇二項に該当するもの
 - 二 関税率表第七〇・〇三項に該当するもの
 - 三 関税率表第七〇・〇四項に該当するもの
-

〔新設〕

四 関税率表第七〇・〇五項に該当するもの

五 関税率表第七〇〇七・一一号及び第七〇〇

七・二九号に該当するもの

六 関税率表第七〇一一・一〇号に該当するもの

の

第一百十六条 輸出令別表第二の三第二号の二(28)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第七二〇二・九二号に該当するもの

の

二 関税率表第七二・〇七項、第七二・〇八項

、第七二・〇九項、第七二・一〇項、第七二

第九十条 輸出令別表第二の三第二号の二口に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔新設〕

一 関税率表第七二・〇八項、第七二・〇九項

、第七二・一〇項(第七二一〇・九〇号を除

・一一項、第七二・一二項、第七二・一三項、第七二一五・五〇号及び第七二・一六項に該当するもの

三 関税率表第七二・一八項、第七二・一九項、第七二・二〇項、第七二二二・三〇号、第七二・二四項、第七二・二五項、第七二・二六項及び第七二二九・九〇号に該当するもの

四 関税率表第七二・二八項に該当するもの

第一百七十七条 輸出令別表第二の三第二号の二(29)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

く。)、第七二一一・一九号、第七二一一・二三号、第七二一一・九〇号及び第七二・一二項(第七二二二・一〇号及び第七二二二・六〇号を除く。)に該当するもの

二 関税率表第七二・一九項、第七二・二〇項、第七二・二五項(第七二二五・一九号、第七二二五・三〇号及び第七二二五・九九号を除く。)及び第七二・二六項(第七二二六・九一号を除く。)に該当するもの

〔新設〕

第九十一条 輸出令別表第二の三第二号の二八に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

のは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第七三〇一・二〇号に該当するもの

の

二 関税率表第七三〇四・二四号に該当するもの

の

三 関税率表第七三〇五・三九号及び第七三〇

六・五〇号に該当するもの

四 関税率表第七三〇七・二二号に該当するもの

の

五 〽七 〔略〕

六 関税率表第七三・一一項に該当するもの

七 関税率表第七三二四・一二号に該当するもの

の

のは、次に掲げるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

一 〽三 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

十 関税率表第七三二八・二四号に該当するも

〔新設〕

の

十一 関税率表第七三二〇・二〇号に該当する

〔新設〕

もの

十二 関税率表第七三二二・九〇号に該当する

〔新設〕

もの

十三 関税率表第七三二四・二九号に該当する

〔新設〕

もの

第百十八条 輸出令別表第二の三第二号の二(30)に

〔新設〕

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第七四・〇七項、第七四・〇八項

及び第七四・〇九項に該当するもの

二 関税率表第七四一一・二九号に該当するもの

の

三 関税率表第七四一五・二一号に該当するもの

の

第一百十九条 輸出令別表第二の三第二号の二(31)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの

のは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第七五・〇五項及び第七五・〇六

項に該当するもの

二 関税率表第七五・〇七項に該当するもの

三 関税率表第七五・〇八項に該当するもの

〔新設〕

第二百二十条 輸出令別表第二の三第二号の二(32)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第七六・〇五項に該当するもの

二 関税率表第七六〇六・九二号に該当するもの

の

三 関税率表第七六〇七・二〇号に該当するもの

の

四 「略」

五 関税率表第七六・一一項に該当するもの

六 関税率表第七六・一二項に該当するもの

第九十二条 輸出令別表第二の三第二号の二に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「新設」

「新設」

「新設」

一 「略」

「新設」

二 関税率表第七六一二・一〇号に該当するもの

七 関税率表第七六・一三項に該当するもの

〔新設〕

八 関税率表第七六一六・一〇号に該当するもの

〔新設〕

第二百一十一条 輸出令別表第二の三第二号の二(33)

〔新設〕

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七八・〇四項に該当するものとする。

第二百二十二条 輸出令別表第二の三第二号の二(34)

〔新設〕

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七九・〇五項に該当するものとする。

第二百二十三条 輸出令別表第二の三第二号の二(35)

〔新設〕

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八〇・〇一項、第八〇・〇三項及び第八〇・〇七項に該当するものとする。

第二百二十四条 輸出令別表第二の三第二号の二(36)

〔新設〕

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八一〇一・一〇号、第八一〇二項、第八一〇五・九〇号及び第八一・〇九項に該当するものとする。

第二百二十五条 輸出令別表第二の三第二号の二(37)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第八二〇二・二〇号に該当するもの
- 二 関税率表第八二〇七・六〇号に該当するもの
- 三 関税率表第八二・〇八項に該当するもの
- 四 関税率表第八三〇一・二〇号及び第八三〇一・七〇号に該当するもの
- 五 関税率表第八三〇二・三〇号に該当するもの

第九十三条 輸出令別表第二の三第二号の二ホに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八二〇七・六〇号及び第八二〇八項に該当するものとする。

- 〔新設〕
- 〔新設〕
- 〔新設〕
- 〔新設〕
- 〔新設〕

六 関税率表第八三・〇七項に該当するもの

七 関税率表第八三・〇九項に該当するもの

第二百二十六条 輸出令別表第二の三第二号の二(38)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第八四・〇二項に該当するもの

二・三 「略」

四 関税率表第八四・〇六項に該当するもの

五 「略」

六 関税率表第八四・一〇項に該当するもの

〔新設〕

〔新設〕

第九十四条 輸出令別表第二の三第二号の二へに

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第八四・〇二項(第八四〇二・一
一号を除く。)に該当するもの

二・三 「略」

四 関税率表第八四・〇六項(第八四〇六・一
〇号を除く。)に該当するもの

五 「略」

六 関税率表第八四一〇・九〇号に該当するもの

七〇十五 「略」

十六 関税率表第八四・二一項（第八四二一・

三九号を除く。）に該当するもの

十七〇二十八 「略」

二十九 関税率表第八四・四四項及び第八四四

八・二〇号並びに第八四四八・一一号及び第

八四四八・一九号（第八四・四四項の機械の

補助機械に係るものに限る。）に該当するも

の

三十 関税率表第八四・四八項に該当するも

の

七〇十五 「略」

十六 関税率表第八四・二一項（第八四二一・

一二号、第八四二一・二二号、第八四二一・

二二号、第八四二一・三二号及び第八四二一

・三九号を除く。）に該当するもの

十七〇二十八 「略」

二十九 関税率表第八四・四四項並びに第八四

四八・一一号及び第八四四八・一九号（第八

四・四四項の機械の補助機械に係るものに限

る。）に該当するもの

三十 関税率表第八四・四八項（第八四四八・

の（前号に該当するものを除く。）

三十一 「略」

三十二 関税率表第八四・五三項に該当するもの

三十三 関税率表第八四・五四項に該当するもの

三十四・三十五 「略」

三十六 関税率表第八四・五七項及び第八四六六・九三号（第八四・五七項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係る

二〇号、第八四四八・三一号、第八四四八・

三二号、第八四四八・三九号及び第八四四八

・五九号を除く。）に該当するもの（前号に該当するものを除く。）

三十一 「略」

三十二 関税率表第八四・五三項（第八四五三・二〇号を除く。）に該当するもの

三十三 関税率表第八四・五四項（第八四五四・三〇号を除く。）に該当するもの

三十四・三十五 「略」

三十六 関税率表第八四・五七項（第八四五七・二〇号を除く。）及び第八四六六・九三号（第八四・五七項の機械に専ら又は主とし

ものに限る。)に該当するもの

三十七 「略」

三十八 関税率表第八四・五九項及び第八四六

六・九三号(第八四・五九項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。)に該当するもの

三十九〜四十四 「略」

四十五 関税率表第八四六六・一〇号、第八四

六六・二〇号及び第八四六六・三〇号に該当

て使用する部分品及び附属品に係るものに限る。)に該当するもの

三十七 「略」

三十八 関税率表第八四・五九項(第八四五九

・二九号、第八四五九・三九号、第八四五九・五一号、第八四五九・五九号及び第八四五九・六九号を除く。)及び第八四六六・九三号(第八四・五九項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。)に該当するもの

三十九〜四十四 「略」

四十五 関税率表第八四六六・一〇号及び第八

四六六・二〇号に該当するもの

するもの

四十六 「略」

四十七 関税率表第八四・七一項に該当するもの

の

四十八 「略」

四十九 関税率表第八四・七三項に該当するもの

の

五十 「略」

五十一 関税率表第八四・七五項に該当するもの

の

五十二 関税率表第八四・七七項に該当するもの

の

四十六 「略」

四十七 関税率表第八四・七一項及び第八四七

三・三〇号に該当するもの

四十八 「略」

四十九 関税率表第八四七三・二一号に該当するもの

るもの

五十 「略」

五十一 関税率表第八四・七五項（第八四七五

・一〇号を除く。）に該当するもの

五十二 関税率表第八四七七・三〇号、第八四

七七・四〇号及び第八四七七・五一号に該当

するもの

五十三〜六十一 「略」

第二百二十七条 輸出令別表第二の三第二号の二(39)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 関税率表第八五〇四・三二号、第八五〇四・三三号、第八五〇四・三四号及び第八五〇

四・四〇号に該当するもの

三 関税率表第八五・〇五項に該当するもの

四〜七 「略」

八 関税率表第八五・一四項に該当するもの

五十三〜六十一 「略」

第九十五条 輸出令別表第二の三第二号の二トに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 関税率表第八五〇四・三二号、第八五〇四・三三号及び第八五〇四・三四号に該当するもの

三 関税率表第八五・〇五項(第八五〇五・一九号を除く。)に該当するもの

四〜七 「略」

八 関税率表第八五・一四項(第八五一四・三

九・十 「略」

十一 関税率表第八五一七・六一号、第八五一

七・六二号、第八五一七・六九号、第八五一

七・七一号及び第八五一七・七九号に該当す

るもの

十二 「略」

十三 関税率表第八五・二五項及び第八五・二

九項（第八五・二五項の機械に専ら又は主と

して使用する部分品に係るものに限る。）に

該当するもの

十四 関税率表第八五・二六項及び第八五・二

二号、第八五一四・三九号及び第八五一四・

四〇号を除く。）に該当するもの

九・十 「略」

十一 関税率表第八五一七・六一号、第八五一

七・七一号及び第八五一七・七九号に該当す

るもの

十二 「略」

十三 関税率表第八五・二五項（第八五二五・

六〇号及び第八五二五・八九号を除く。）に

該当するもの

十四 関税率表第八五・二六項に該当するもの

九項（第八五・二六項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

十五 関税率表第八五二七・二一号及び第八五・二九項（第八五・二七項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

十六 関税率表第八五二八・四九号及び第八五・二九項（第八五・二八項の機械に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

十七 関税率表第八五・二九項（第八五・二四項の機械に専ら又は主として使用する部分品

十五 関税率表第八五二七・二一号に該当するもの

十六 関税率表第八五二八・四九号に該当するもの

〔新設〕

に係るものに限る。)に該当するもの

十八 「略」

十九 関税率表第八五・三二項(第八五三二・

二二二号、第八五三二・二三号及び第八五三二

・二五号を除く。)に該当するもの

二十・二十一 「略」

二十二 関税率表第八五・三五項、第八五三六

・四一号、第八五三六・五〇号、第八五三六

・六九号、第八五三六・九〇号及び第八五三

八・九〇号(第八五・三五項及び第八五・三

六項の機器に専ら又は主として使用する部分

品に係るものに限る。)に該当するもの

十七 「略」

十八 関税率表第八五・三二項(第八五三二・

二二二号、第八五三二・二三号、第八五三二・

二三号及び第八五三二・二五号を除く。)に

該当するもの

十九・二十 「略」

二十一 関税率表第八五・三五項、第八五三六

・五〇号、第八五三六・六九号、第八五三六

・九〇号及び第八五三八・九〇号(第八五・

三五項及び第八五・三六項の機器に専ら又は

主として使用する部分品に係るものに限

る。)に該当するもの

二十三 関税率表第八五三七・一〇号及び第八五三八・一〇号並びに第八五三八・九〇号（第八五・三七項の機器に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

二十四 「略」

二十五 関税率表第八五・四〇項に該当するものの

二十六～三十三 「略」

第二百二十八条 輸出令別表第二の三第二号の二(40)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める

二十二 関税率表第八五三八・一〇号及び第八五三八・九〇号（第八五・三七項の機器に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの

二十三 「略」

二十四 関税率表第八五・四〇項（第八五四〇・一一号、第八五四〇・一二号及び第八五四〇・四〇号を除く。）に該当するもの

二十五～三十二 「略」

第九十六条 輸出令別表第二の三第二号の二に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

ものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第八六・〇二項に該当するもの
- 二 関税率表第八六・〇四項に該当するもの
- 三 関税率表第八六・〇六項に該当するもの

第二百二十九条 輸出令別表第二の三第二号の二(41)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第八七〇一・二一号、第八七〇一・二二号、第八七〇一・二三号、第八七〇一・二四号及び第八七〇一・三〇号に該当する

のは、関税率表第八六〇二・九〇号、第八六・〇四項及び第八六〇六・九二号に該当するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第九十七条 輸出令別表第二の三第二号の二りに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔新設〕

もの

二 関税率表第八七〇三項に該当するもの（次のイからハまでのいずれかに該当するものを除く。）

イ 関税率表第八七〇三・二一号、第八七〇三・二二号又は第八七〇三・三一号

ロ 関税率表第八七〇三・二三号（シリンダ
ー容積が一、九〇〇立方センチメートル以下のものに限る。）

ハ 関税率表第八七〇三・三二号（シリンダ
ー容積が一、九〇〇立方センチメートル以下のものに限る。）

三 関税率表第八七〇四項（第八七〇四・二

一 関税率表第八七〇三・一〇号に該当するもの

二 関税率表第八七〇四・一〇号、第八七〇四

一号に該当するものであつて、シリンダー容積が一、九〇〇立方センチメートル以下のものを除く。)に該当するもの

四 関税率表第八七・〇五項に該当するもの

五・六 「略」

第一百三十条 輸出令別表第二の三第二号の二(42)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇五 「略」

・二二号、第八七〇四・二三号及び第八七〇四・三二号に該当するもの

三 関税率表第八七・〇五項(第八七〇五・二〇号及び第八七〇五・三〇号を除く。)に該当するもの

四・五 「略」

第九十八条 輸出令別表第二の三第二号の二又)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇五 「略」

第三百三十一条 輸出令別表第二の三第二号の二(43)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める

ものは、関税率表第八九・〇三項に該当するものとする。

第三百三十二条 輸出令別表第二の三第二号の二(44)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜四 「略」

五 関税率表第九〇・〇七項に該当するもの

六 関税率表第九〇・一〇項に該当するもの

〔新設〕

第九十九条 輸出令別表第二の三第二号の二ルに

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜四 「略」

五 関税率表第九〇〇七・一〇号に該当するもの

の

六 関税率表第九〇一〇・一〇号に該当するもの

の

七 関税率表第九〇一三・一〇号及び第九〇一

三・八〇号に該当するもの

八 「略」

九 関税率表第九〇・一五項に該当するもの

十 関税率表第九〇・二四項に該当するもの

十一 関税率表第九〇二五・一九号及び第九〇

二五・九〇号に該当するもの

十二 「略」

十三 関税率表第九〇・二七項（第九〇二七・

二〇号、第九〇二七・三〇号及び第九〇二七

・九〇号を除く。）に該当するもの

七 関税率表第九〇一三・一〇号に該当するも

の

八 「略」

九 関税率表第九〇・一五項（第九〇一五・三

〇号を除く。）に該当するもの

十 関税率表第九〇・二四項（第九〇二四・九

〇号を除く。）に該当するもの

十一 関税率表第九〇二五・九〇号に該当する

もの

十二 「略」

十三 関税率表第九〇二七・一〇号、第九〇二

七・八一号及び第九〇二七・八九号に該当す

るもの

十四 「略」

十五 関税率表第九〇・三〇項（第九〇三〇・

一〇号、第九〇三〇・三一号、第九〇三〇・

三三号、第九〇三〇・八四号及び第九〇三〇

・九〇号を除く。）に該当するもの

十六 関税率表第九〇・三一項に該当するもの

十七 「略」

第百三十三条 輸出令別表第二の三第二号の二(45)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第九四〇一・一〇号及び第九四〇

十四 「略」

十五 関税率表第九〇三〇・三二号、第九〇三

〇・三九号、第九〇三〇・四〇号、第九〇三

〇・八二号及び第九〇三〇・八九号に該当す

るもの

十六 関税率表第九〇三一・二〇号に該当する

もの

十七 「略」

〔新設〕

一・二〇号に該当するもの

二 関税率表第九四〇三・三〇号に該当するもの

三 関税率表第九四・〇六項に該当するもの

第三百三十四条 輸出令別表第二の三第二号の二(46)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表九五・〇三項に該当するものとする。

第三百三十五条 輸出令別表第二の三第二号の二(47)

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

第百条 輸出令別表第二の三第二号の二に掲げ

る貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表九五・〇三項に該当するものとする。

〔新設〕

<p>一 関税率表第九六・〇六項に該当するもの</p> <p>二 関税率表第九六〇八・九一号に該当するもの</p> <p>三 関税率表第九六一二・二〇号に該当するもの</p> <p>第三百三十六条～第三百五十四条 「略」</p>	<p>第三百一条～第三百十九条 「略」</p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

附 則

この省令は、輸出貿易管理令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百五十二号）の施行の日から施行する。